

議案第43号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月31日

かすみがうら市長 坪井 透

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市個人情報保護条例（平成17年かすみがうら市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第2号中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同
条第8号」を「同条第9号」に改める。

(かすみがうら市手数料条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市手数料条例（平成17年かすみがうら市条例第57号）
の一部を次のように改正する。

別表第1行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する手数料の部を削る。

(かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年かすみがうら市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。